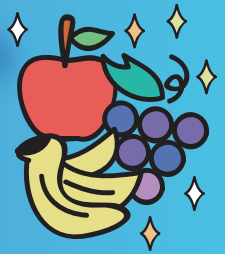


2020
09
September



CLIENT



No.340

弊法人からのご連絡事項

- ・「税額予測」をご利用ください
9月30日（水）お申し込み分まで無料です
（標準契約の場合）

P1・2

税務トピックス

- ・＜税制改正＞
青色申告特別控除額と基礎控除額の見直し

弊法人からのご連絡事項

- ・税額予測の見方について

P5

P3・4

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・医療保険のオンライン資格確認

P6



セミナーのご案内

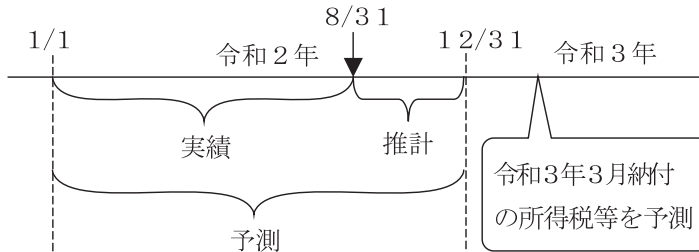
- ・『助成金活用セミナー』
経営の力強い助けになる助成金
＜オンライン開催＞

P7

「税額予測」をご利用ください ～9月30日（水）お申込み分まで無料です（標準契約の場合）

今年も恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から8月までの実績を基に年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院です。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

- (1) 標準契約で9月30日（水）までのお申込み：無料
 - (2) 標準契約で10月1日（木）～10月15日（木）までのお申込み：11,000円（税込）
 - (3) セルフマネジメント契約で10月15日（木）までのお申込み：11,000円（税込）
- ※10月16日（金）以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

- ①「税額予測」の申込書
- ②1月～8月までの月次資料

税額予測は、標準契約で9月30日（水）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送、いただいた場合に無料となります。お早めにご準備ください！

現在、生活費として認識している金額をお知らせいただければ、「その生活費」と「医院の収入」及び「院長先生の所得」とのバランスを確認できます。

9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。（各種給付金を含む）

FAX: 03-3593-3245

税額予測の申込書

申込期限 2020年9月30日（水）
（有料申込は10月15日（木）まで）

2020年分（2021年申告分）の税額予測を行いますので、ご希望の方はFAX、又は郵送にてお申し込み下さい。
8月までの資料が未着の場合は予測できません。期日までにお申し込みいただいても、8月分資料が9月30日（水）までに届かない場合は有料となります。ご注意ください。

費用		
一般契約	9月30日まで	無料
	10月1日～10月15日	11,000円
セルフマネジメント契約 11,000円		

4000 霞ヶ関歯科医院 御中

予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。

○ 生活費等（食費、自宅の賃借料、お子様の学費など、医院にまったく関係のない支払）希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測計算いたします。

1か月の生活費等 万円

○ 9月以降に受け取る予定の給付金があれば丸を付けてください。

- ・ 持続化給付金
- ・ 家賃支援給付金
- ・ 感染拡大防止等の支援金
- ・ その他自治体からの給付金等

入金予定額 約 万円

○ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 33F

FAX: 03-3593-3245 007060-00

4. 2020年の改正点

■ 基礎控除額の引き上げ

誰でも一律で受けられていた基礎控除38万円が、改正により原則48万円になりました。一方で合計所得が2,400万円を超えると段階的に控除額が減少し、2,500万円を超えた場合は0円になります。

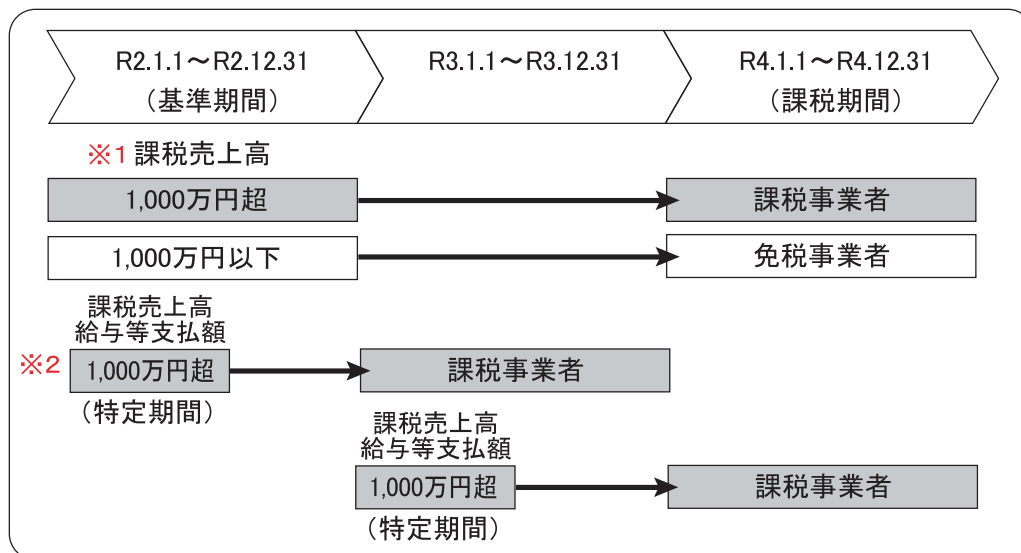
■ 給与所得控除・公的年金等控除額の引き下げ

基礎控除額の10万円引き上げの代わりに、給与所得控除・公的年金等控除額は10万円の引き下げとなります。また、公的年金等収入以外の合計所得が1,000万円超の高所得層は、更に控除額が引き下げられるなど、結果として高所得層にとっては税負担が増える改正内容と言えます。

5. 消費税の免税判定

個人医院の消費税の免税判定は、令和4年度の判定を令和2年度の実績で行います。令和4年度に免税となるためには、今年度（令和2年度）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

○個人事業者の納税義務



※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。

※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 <税額予測に関するご相談は、お気軽に>

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

税額予測の見方についてご案内いたします。
 税額予測を活用するメリットは以下の通りです。

- ✔ 経過した8か月間の実績を基に、収入・経費・所得等を予測し、利益目標への取り組みを見通せます。
- ✔ 消費税について、令和4年度の免税事業者になるかどうか把握できます。
- ✔ 所得税、住民税及び消費税等の予測納税額が把握できます。
- ✔ 納税資金のご準備(資金繰り)を考える余裕が生まれます。
- ✔ 設備投資を計画することができます。
- ✔ ふるさと納税の有効活用が検討できます

2020 年度税額予測計算表 (8月実績)

4000 新宿歯科医院

9月からの予測額(1か月分)		年間合計(予測)
① 社保収入	1,475,560	17,706,722
国保収入	1,181,235	14,174,821
自費収入	917,020	11,004,240
その他収入	29,275	351,301
収入合計	3,603,091	43,237,088
② 医業原価	538,741	6,464,892
医業経費	1,510,712	18,128,545
経費合計	2,049,453	24,593,437
所得	1,553,637	18,643,647
仮払税金	89,945	1,079,339
② 消費税課税売上高		11,077,000

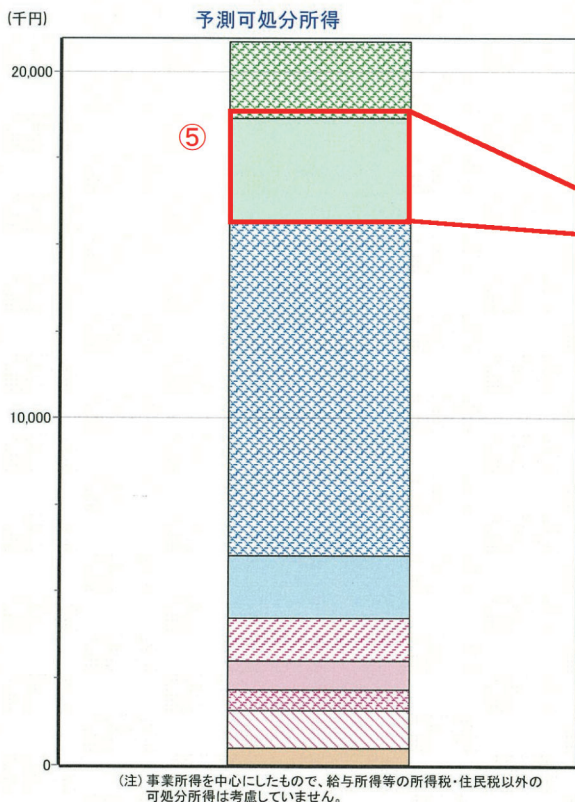
② 医業経費には専従者給与 3,000,000 円が含まれています。

③ 予測医業収入	43,237,088 円
予測医業経費	24,593,441 円
予測医業所得	18,643,647 円
青色申告特別控除	650,000 円
④ 措置法差額	2,804,898 円
事業所得金額	15,188,749 円
所得控除	3,150,000 円
(医療費控除等を除き、昨年の実績を採用)	
住民税の所得控除は	2,820,000 円
住宅借入金等特別控除	0 円
(昨年の実績を採用)	

課税所得金額	12,038,000 円 (住民税の課税所得金額は)
住民税額 <2021年6月以降納付分> (住民税に)	12,368,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +
所得税額	12,038,000 円 × 33% - 1,536,000 円 =
復興特別所得税	(所得税額 特別控除等) × 2.1%
	(2,436,540 円 - 0 円) × 2.1%
予測仮払税金	1,079,339 円 +
他源泉所得税	0 円 =
源泉徴収税額	1,079,339 円
2021年4月の所得税の納付税額	
所得税額	2,436,540 円 -
特別控除等	0 円 +
復興特別所得税	51,167 円

POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。
 ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。



(注) 事業所得を中心としたもので、給与所得等の所得税・住民税以外の可処分所得は考慮していません。

減価償却	2,220,000 円
⑤ 利用可能額	3,013,208 円
個人分	9,600,000 円
住宅ローン	2,400,000 円
健康保険・国民年金等	2,400,000 円
その他生活費等	4,800,000 円
事業借入金返済	1,800,000 円
住民税	1,239,300 円
納付税額	808,300 円
予定納税額	600,000 円
源泉徴収税	1,079,339 円
消費税 (中間含む)	503,500 円

⑥ 予測納税額	
所得税 [復興特別所得税含む]	808,300 円
住民税	1,239,300 円
消費税	503,500 円

基礎控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用されます。

基礎控除の金額は、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

12,368,000 円)

おける寄附金の税額控除は考慮外)
均等割 5,000円＝ 1,239,300 円

4,436,540 円

＝ 51,167 円

0 円

源泉徴収税額	予定納税額	納付税額
1,079,339 円	600,000 円	808,300 円

※措置法26条：適用あり
2022年分消費税予測 課税・免税

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

審	理	担	当

◆税額予測の解説

- ① 1月～8月までの実額の収入と経費等の平均額から、1ヵ月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、令和4年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条※が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された院長の所得から生活費を差し引いた金額です。
 - は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。
 - は、生活費だけで他に使えるお金はないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。△(マイナス)の場合は、還付される金額です。

◆各種給付金の税額計算上の取り扱いについて

2020年に発表されたコロナ禍特有の給付金等は所得に含まれるものと含まれないものがございます。

- ・所得に含む : 持続化給付金・雇用調整助成金・家賃支援給付金
 - ・感染拡大防止等の支援金・学校等休業助成金
 - ・その他事業の収入/経費を補填する為の給付金等
- ・所得に含まない : 特別定額給付金・医療従事者慰労金

税額予測に関するご質問は、担当までお問合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部
お問合わせ先は ☎03-3593-3237

<令和2年分より所得税が大きく変わります。>

◆基礎控除額の見直し

合計所得金額が2,400万円以下の個人は基礎控除額を所得税は48万円、個人住民税は43万円に上げられ、給与所得控除額が10万円引下げられます。

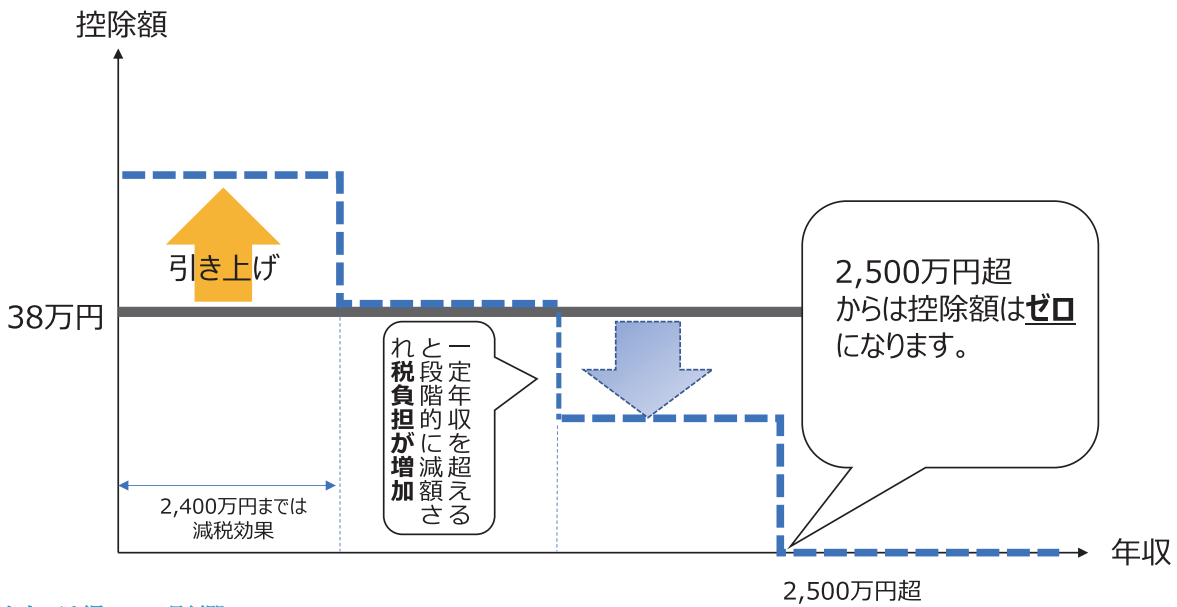
さらに合計所得金額が2,500万円を超える個人については基礎控除の適用がなくなります（個人住民税についても同じです）。そのため税負担の増加が見込まれます。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下		48万円
2,400万円超 2,450万円以下	38万 (所得制限なし)	32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		なし

改正前より

- 2,450万円以下は 24,000円 ↑ UP
- 2,500万円以下は 88,000円 ↑ UP
- 2,500万円超は 152,000円 ↑ UP

<基礎控除額見直しのイメージ>



<給与所得への影響>

給与所得850円超になりました場合は税負担の増加が見込まれます。

例①

給与所得500万円の場合	
改正前	38万円+154万円=192万円
改正後	48万円+144万円=192万円
※実質的な影響なし	

例②

給与所得860万円の場合	
改正前	38万円+206万円=244万円
改正後	48万円+195万円=243万円
※改正後は控除額が減るので税負担が増加	

◆青色申告特別控除額見直しの影響について

65万円控除の要件が厳しくなり、①仕訳帳、総勘定元帳について電子帳簿保存をしている、②e-Taxで電子申告を行う、といった要件のいずれかを満たさない場合は、控除額は原則として55万円となります。しかしながら弊法人にて申告をさせていただく場合は、これらの要件を満たしておりますので、引き続き65万円控除をお受けいただけます。

Question

オンライン資格確認について案内が多く届きます。必ず導入しなければならないのでしょうか？

Answer ①

オンライン資格確認の義務

導入は義務ではありません。厚生労働省としては、保険制度の基本として資格確認を確実に行うために導入の検討をお願いしているというスタンスのようです。

導入のメリット

オンライン資格確認では、**マイナンバーカードのICチップ**または、**健康保険証の記号番号等**により、オンラインで資格情報の確認ができます。



メリットとして、保険料の入力の手間削減、資格過誤によるレセプト返礼の作業削減、来院前に事前確認できる一括照会、照会番号によるレセプトコンピュータ等との紐付け、等が挙げられています。（参照：厚生労働省「オンライン資格確認の導入について」）

導入のメリット

顔認証付きカードリーダーは、医療機関に**無償提供**されます。

それ以外の費用、

- ① ソフトウェア機器の導入(マイナンバーカードの読取, 資格確認等)
 - ② ネットワーク環境の整備
 - ③ 既存システムの改修等(レセプトコンピュータ, 電子カルテシステム等)
- は右記の補助があります。（一部抜粋）

	診療所 薬局（大型チェーン薬局以外）
顔認証付き カードリーダー 提供台数	1台無償提供
その他の 費用の 補償内容	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、 その1/2を補助

利用開始までのスケジュール

オンライン資格確認や特定健診情報の閲覧は**令和3年3月から開始**されます。

補助金交付の申請期間としては、令和5年3月31日までに補助対象事業を完了させ、令和5年6月30日までに申請することとされています。

社会保険診療報酬支払基金が、令和2年7月に医療機関・薬局向け専用ポータルサイトを開設しています。このサイトで、顔認証付きカードリーダーの申込、オンライン資格確認等システムの利用申請及び医療情報化支援基金の補助申請の受付を行っています。



システムの導入、改修等につきましてまずはご利用のレセプトコンピュータの会社へお問合せいただくのがよろしいかと思えます。

追加情報が出ましたら別途ご案内させていただきます。

グループ法人である日本クレアス社会保険労務士法人が主催するセミナーをご案内いたします。
 セミナー「『助成金セミナー』経営の未来を見据えて、今知っておくべき助成金7選を徹底解説！」
 では、コロナ禍の今、そして医院経営の未来を見据えた時に活用できる助成金・給付金をご紹介します。

◆セミナー内容◆

新型コロナウイルスに対応するための助成金について、支給要件・支給額・申請方法などを横断的に解説します。また、仕組が複雑で申請に苦勞される雇用調整助成金やアフターコロナに企業が求められる同一労働・同一賃金、長時間労働の抑制などの人事労務課題の整備に利用できる助成金についてもお伝えします。

セミナーでご紹介する助成金

- ・家賃支援給付金
- ・雇用調整助成金
- ・持続化給付金
- ・働き方改革推進支援助成金（テレワークコース）
- ・小規模事業者持続化補助金
- ・キャリアアップ助成金
- ・働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）



【参加者特典】

オンラインでご参加いただいたお客様で、終了後Webアンケートにお答えいただいた方には、セミナーレジュメのデータを配布しています。

◆開催概要◆

当社にお越しいただき、ライブ配信をご覧ください「ご来場」と、パソコンを使ってセミナーの配信をご覧ください「オンライン」2つの方法で開催します。お申込み時に参加方法をお知らせください。

- 日時：2020年9月17日（木）14:00～15:30
 2020年9月24日（木）14:00～15:30
- 参加：来場・オンライン（いずれも参加費は無料です）
- 会場：（来場）日本クレアス税理士法人東京本社 セミナールーム
 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
 （オンライン）Zoomのウェビナーを使用して開催します。
 参加方法や参加URLは開催日の2日前にメールでご連絡しています。
- お申込：担当までご連絡ください

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 340 号

- 発行日：2020年9月5日
- 発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
- URL：<https://ca-medical.jp>
- お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
 電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

<国内> 東京/大阪/高崎/富山/千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート